

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土整備部 河川砂防課

法令名	海岸法	法令の番号	昭和31年法律第101号				
不利益処分の種類	占用許可の取消し、行為中止の命令等	根拠条項	第12条第1項				
処分基準	建設海岸における占用許可の取消し、行為中止の命令等						
	<p>海岸法第12条第1項各号の一に該当する者に対し、その行為の状態に応じて、下記に掲げる事項を命じる。</p> <p>海岸法第7条第1項、第37条の4又は第8条第1項の許可の取消若しくはその条件の変更 行為の中止 海岸管理者以外の者が設置する海岸保全施設以外の施設又は工作物等の改築、移転若しくは除去 海岸管理者以外の者が設置する海岸保全施設以外の施設又は工作物等により生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設の設置、若しくは原状回復</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	目次NO	